

## 令和2年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年1月 8日(水)
- 2 招集通知日 令和2年1月 8日(水)
- 3 招集日時 令和2年1月17日(金)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

### 農地利用最適化推進委員(9名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 なし

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡
長沼	服部 弥						

8 欠席農地利用最適化推進委員 4名

佐藤 栄久男委員 安藤 雅裕委員

＜許可申請書の取下げ案件に係る欠席＞

斎藤 敏夫委員 齊藤 正人委員

9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主幹兼局長補佐	戸田 正樹
	主任主査兼農政係長	三島木 修
産業部農政課	主 事	長谷川 匠

10 議 案

議案第 56号 農用地利用集積計画について

議案第 57号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 58号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 59号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 60号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第 57号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 58号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 59号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 60号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について

報告第 61号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理につ  
いて

報告第 62号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

報告第 63号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

11 その他

12 開 会 (午後 1 時 2 5 分)

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業  
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の  
規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員

の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 2 番 栗野 一栄 農業委員と 7 番 古川 雅和 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後 2 時 1 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 1 月 2 0 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和 2 年 第 1 回総会

令和 2 年 1 月 1 7 日 (金)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 56 号 「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明について質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 56 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙  
手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 56 号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり決定することといたします。

議 長 次に、議案第 57 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否  
決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 説明。

(冒頭、許可申請の取下願出書 2 件(受理番号第 73 号、第 78 号)の  
取下理由等の説明を行う。)

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員から  
お願いいたします。

服部推進委員 受理番号第 71 号、第 72 号、第 74 号について説明いたします。

第 71 号は、譲受人の山田氏は譲渡人の佐藤氏から 40 年ほど前から  
借り受け耕作をしていましたが、今回、売買の話がまとまり申  
請となったものです。価格についてはお互いの話し合いで決定し  
たもので、特に問題はないと思われま。

第 72 号は、譲渡人の佐藤氏の畑に竹が生い茂り耕作できないこ

とから、譲受人の渡邊氏に依頼し耕作できるようにしてもらった  
とのことですが、今後の耕作についての話しの中で売買がまとま  
り、今回の申請となったものです。価格についてもお互いの話し  
合いで決定したもので、特に問題はないと思われます。

第 74 号の農地は、譲受人の森藤氏の畑に譲渡人の円谷氏の畑が  
鍵状に取り囲んでいる状態の所です。無償による贈与の理由は、  
譲渡人の円谷氏が高齢で跡継ぎもいないことから処分したいとの  
ことです。3 件とも耕作状態も非常に良く農地として利用していく  
ことを確信したところではあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願  
いします。

議 長 次に受理番号第 75 号、第 76 号について、熊谷推進委員、お願  
いします。

熊谷推進委員 受理番号第 75 号、第 76 号について説明いたします。

第 75 号の譲渡人の山本氏と譲受人の山本氏は親子関係にあります。  
第 76 号の譲渡人の山本氏と譲受人の山本氏は兄弟関係にあります。  
譲渡人の山本氏が兄、譲受人の山本氏が弟になります。

第 75 号、第 76 号の譲受人の山本氏は現在、申請地を借りジャ  
ガイモ等を耕作しており、今後、土地の集約化を図り、本格的に  
農業を営みたいとのことですので今回の申請に至りました。

第 75 号の申請地は、父である譲渡人の山本氏が子の譲受人の山  
本氏へ農地を無償で贈与し、第 76 号の申請地は、兄弟で売買価格  
を話し合いで決めたいとの申請です。

父が農機具店の経営者であり長男、次男は父の会社に勤務して  
おり、農機具を使用することができることから問題はないと思わ  
れます。許可上、特に問題がないと思われます。委員皆様のご審  
議をよろしくお願いします。

議 長 次に受理番号第 77 号について、小枝農業委員、お願  
いします。

小枝農業委員 受理番号第 77 号について説明します。

譲渡人の佐藤氏と譲受人の荒牧氏は、同じ地区の農業者で同級生  
の関係です。申請地の農地は譲受人の荒牧氏の農地に隣接してお

り、以前から荒牧氏が佐藤氏から依頼を受け耕作していました。今回、佐藤氏から売買の話をしたところ、売買価格は協議によりまとまったものです。許可上、特に問題がないと思われます。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 79 号について、村上農業委員、お願いします。  
村上農業委員 受理番号第 79 号について説明いたします。

申請地は譲受人の石井氏の作業所に隣接しており、米の収穫時には乾燥機の廃塵ダストが当たる場所です。

現在、譲渡人の磯海氏は体調が思わしくなく、今後、申請地の管理が見込めないことから、今回、石井氏に譲渡することとなりました。石井氏は隣接地を借り、規模拡大を図っており稲作を中心とした経営を行い、地域の中心的な専業農家です。売買価格についてもお互いの話し合いで決めたもので、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 80 号について、関根推進委員お願いします。  
関根推進委員 受理番号第 80 号について説明いたします。

申請地は譲受人の関根氏の所有する土地に隣接している畑で、数年来耕作されていなかったため、譲受人の関根氏が売買の話をしたところ、今回話がまとまりました。この畑で関根氏の父と野菜などを栽培するとのことでした。

申請地は、空港道路と未来博道路に面した一角にあることから、売買価格については譲受人の関根氏が少し高い金額を提示し、お互いに合意しています。許可上、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 57 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 57 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議 長 次に、議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

申請人の吉田氏は娘さん、お孫さんと同居することとなり、既存の住宅が手狭となり、住居、駐車場の確保のため併用申請となりました。許可上、問題はないものと思われれます。委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 45 号について説明いたします。

申請地は市道に接し、周りは山林となっています。この畑は 20 年以上前から、近所の知人に貸していましたが、昨年の夏に高齢のため、今年から返したいとの申し出があり、借り手を探しましたが見つからなか

ったとのことでした。

以前、土地を貸した電気工事業の担当者に話したところ、申請の被設定者が土地の条件が良いということで、今回の申請となりました。

周りはフェンスで囲み、除草は機械刈りを行うとのことでした。周囲に与える影響もないと思われます。許可上、問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、議案第 60 号「農業委員会の法理遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 60 号「農業委員会の法理遵守の申し合わせ決議について」決議することに異議のない農業委員は挙手願います。

議長 異議なしと認め、議案第 60 号「農業委員会の法理遵守の申し合わせ決議について」について議決し、決議することといたしました。

議長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 57 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 58 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 6 件です。

○報告第 59 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」

2 件です。

○報告第 60 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について 1 件です。

○報告第 61 号「農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について 1 件です。

○報告第 62 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について」 6 件です。

○報告第 63 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 11 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からお願いします。

○令和 2 年第 2 回須賀川市農業委員会総会について

2 月 17 日 (月) 13:30～

○岩瀬地方農業委員会連合会研修会について

2 月 21 日 (金) 15:00～

○各行政区の区長への説明会

2 月 6 日 (木) 午前 10 時 45 分～西袋、稲田、仁井田、長沼

// 午後 2 時 45 分～浜田、小塩江、大東、岩瀬

議 長 ほかに無ければ、これにて令和 2 年度第 1 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。